

いわき市農業生産振興ブランド化協議会設置要領

(目的)

第1条 「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン（以下「プラン」という。）」の具現化を図ることを目的とした「いわき市農業生産振興ブランド戦略プラン推進事業（以下「推進事業」という。）」をはじめとする本市の農業振興に係る施策について、関係機関・団体等との連携を強化し、効率的かつ効果的に推進するため、いわき市農業生産振興ブランド化協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 推進事業に関すること
- (2) 風評対策に関すること
- (3) その他目的達成のために必要なこと

(構成)

第3条 協議会は、委員20人以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業生産者
- (2) 流通関係者・消費者
- (3) 関係団体に属する者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員の任期は、プランの計画期間とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第4条 協議会に委員の互選により次の役員を置くものとする。

2 会長 1人 副会長 2人 監事 2人

3 会長は会務を総理し本会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ指定された順位によりその職務を代理する。

5 監事は、協議会の会計を監査する。

(総会)

第5条 協議会の総会は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 総会では、次の事項を協議し、決定する。

- (1) 事業計画及び収支予算
- (2) 役員を選任
- (3) その他目的を達成するために必要な事項

3 協議会は、委員の過半数が出席しなければ総会を開くことができない。

4 協議会の議事は、総会に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を総会に出席させて意見を聴くことができる。

(委員会)

第6条 協議会は、事業推進上の課題及び各分野の調整等に専門的に取り組むため、次に掲げる委員会を置く。

(1) ブランド化推進委員会

(2) 生産力強化委員会

2 委員会の会議では、次の事項を協議し、その経過及び結果を協議会に報告する。

(1) 総会に付議すべき事項に関すること

(2) 総会の議決した事項の執行に関すること

(3) その他目的を達成するために必要な事項

3 会長を除く委員は、会長が指名するいずれかの委員会に所属する。

4 委員会に委員長を置き、委員長は、委員会に属する委員の互選により定める。

5 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

6 前各項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、いわき市農林水産部農業振興課内に置く。

(会計年度)

第8条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(監査)

第9条 監事は、会計年度終了後に、収支決算書等必要な書類を監査し、会計年度終了後最初に開催される協議会にて、監査結果を報告する。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成13年 5月23日から施行する。

(経過措置)

2 この要領の施行後最初に行われる協議会の総会及び委員会は、第5条第1項及び第6条第5項の規定にかかわらず、市長が招集する。

附 則

この要領は、平成14年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 4年 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 6年 4年 1日から施行する。